



まん延防止等重点措置の概要について

まん延防止等重点措置は、令和3年2月3日に新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律で創設されました。この措置の目的は、「現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型コロナウイルス感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。」こと、としています。

「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」の違いは、次表の通りです。

	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置
発令・適用の目安	ステージ4（感染爆発）相当	ステージ3（感染爆発）相当
対象地域	都道府県単位	知事が指定する市区町村や一部地域
飲食店対策	時短と休業要請・命令	時短の要請・命令 休業要請はできない
命令違反への罰則	30万円以下の過料	20万円以下の過料

一都3県の緊急事態宣言が3月21日で解除されたのち、東京都だけが4月12日から5月11日まで「まん延防止等重点措置」を適用しています。新型コロナウイルスおよび変異株の拡大で、いずれ神奈川県も「まん延防止等重点措置」を適用することになると思います。以下で、「まん延防止等重点措置」を踏まえた支援策の概要を説明します。

まん延防止等重点措置を踏まえた支援策

1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援（地方創生臨時交付金の協力要請推進枠）

- まん延防止等重点措置地域（又は緊急事態措置を実施すべき地域）

以下の区分に応じて算定した日額×時短要請に応じた日数分

* **中小企業**：売上高に応じて1日4～10万円（20時までの時短要請の場合）

1. 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以下の店舗：4万円
2. 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円から25万円の店舗：
（1日当たりの売上高）×0.4の額
3. 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の店舗：10万円

※5月6日以降は、1日3～10万円

※4月21日までにまん延防止等重点措置として時短要請を行った場合、当該まん延防止等重点措置期間は1日4～10万円

* **大企業**：1日当たりの売上高の減少額×0.4 上限20万円

※中小企業も上記方式を選択可能

- **それ以外の地域** … 1日4万円（21時までの時短要請の場合）

※5月6日以降は、売上高に応じて1日2.5～7.5万円

（大企業や大企業方式を適用する中小企業は1日 上限20万円）

2. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

- まん延防止等重点措置（飲食店の時短営業）の影響を受ける者への支援

* **対象地域における時短営業を行う飲食店と取引**

2019年比又は2020年比で対象月の売上が50%以上減少の場合、
 法人20万円/月、個人10万円/月 を上限に支援

3. 雇用の維持 … 雇用調整助成金

大企業：①重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて
 時短営業等に協力の飲食店等【地域特例】

②最近3か月の売上等が月平均で前（々）年同期と比べ30%以上減少
 【業況特例（地域・業種問わず）】

中小企業：4月まで → 地域・業種問わず

5月以降 → 上記の①地域特例、②業況特例に該当

休業手当等負担額を日額上限15,000円、助成率最大10/10助成

①地域特例については、まん延防止等重点措置の解除月の翌月末まで適用（予定）

4. 申請先 … 該当の都道府県

※神奈川県では「まん延防止等重点措置」は適用されていません。